

山梨県立大学成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立に関する要領

(平成23年6月23日制定 大学第2209-1号)

(目的)

第1条 この要領は、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程第13条に基づき、成績評価に対する学生の成績確認及び異議申立手続（以下「手続」という。）について定める。

2 手続に関わる日程は、この要領に基づき年度ごとに全学教育委員会が別途定めるものとする。

(成績確認申請)

第2条 学生は、履修した授業科目の成績評価について、成績確認申請を行うことができる。

2 前項の成績確認申請は、成績確認申請期限までに成績確認申請書兼回答書（様式1）を教務連携課又は池田事務室（以下「教務連携課等」という。）に提出することにより行うものとする。

3 前項の成績確認申請期限は、成績公開日から起算し原則として2週間の範囲で、教育戦略会議が別途定める。

4 第2項の規定により、成績確認申請書兼回答書の提出を受けた教務連携課等は、当該授業科目を担当する教員に成績確認申請書兼回答書を送付するものとする。

(成績確認申請に対する回答)

第3条 前条第4項の送付を受けた教員は、申請日から起算し2週間以内（ただし、教育戦略会議が別途回答期限を短縮して定める場合はその日まで）に、当該学生に対し成績確認申請書兼回答書により回答を行わなければならない。ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。

2 前項の回答は、教務連携課等を通じて行わなければならない。

(成績確認申請を受けた教員による回答が困難な場合の措置)

第3条の2 教務連携課等は、成績確認申請を受けた教員から前条第1項の規定による回答が困難なときは、その旨を次の各号に掲げる科目の区分に従い、当該各号に定める者を経由して、一号の場合にあっては成績確認申請を行った学生が属する学部の学部長に、二号及び三号の場合にあっては教育戦略会議の議長に報告するものとする。

一 学部課程科目 当該科目を所管する学部の教務委員長

二 全学共通科目（学部課程科目を除く。） 共通教育課程プログラム運営委員長

三 教職課程科目（人間形成学科専門科目を除く。） 教職課程プログラム運営委員長

2 前項の報告を受けた学部長又は教育戦略会議の議長は、適切な回答ができるよう対策を講じなければならない。

(成績評価の訂正等)

第4条 成績確認申請を受けた教員は、成績確認過程において、誤った成績評価を確認した場合は、成績評価訂正指示書（様式2）により教務連携課等に対し成績評価訂正の指示を行う。

2 教務連携課等は、前項の指示に基づき成績評価の訂正を行い、その結果を第2条に定める成績確認申請を行った学生が属する学部の教務委員長に報告しなければならない。

- 3 前項の報告は、学部の教務委員長のほか、当該科目が全学共通科目（学部課程科目を除く。）にあっては共通教育課程プログラム運営委員長に、教職課程科目（人間形成学科専門科目を除く。）にあっては教職課程プログラム運営委員長にそれぞれ行わなければならない。

（異議申立等）

第5条 第3条の規定による回答に異議がある学生は、異議申立書兼回答書（様式3）により、異議申立を行うことができる。

- 2 異議申立は、次の各号に掲げる科目の区分に従い行うものとする。
- 一 学部課程科目 当該科目を所管する学部の教務委員長
 - 二 全学共通科目（学部課程科目を除く。） 共通教育課程プログラム運営委員長
 - 三 教職課程科目（人間形成学科専門科目を除く。） 教職課程プログラム運営委員長
- 3 異議申立を行うことができる期間は、成績確認申請に対する回答があった日から起算し1週間以内（ただし、教育戦略会議が別途回答期限を短縮して定める場合はその日まで）とする。
ただし、回答期限が休日等に当たる場合は、期限を次の開校日とする。
- 4 異議申立を受けた者は、その者が学部の教務委員長である場合は学部長に、共通教育課程プログラム運営委員長または教職課程プログラム運営委員長である場合は教育戦略会議の議長に速やかに当該異議申立の状況を報告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた者（以下、「被報告者」という。）は、異議申立を行った学生及び当該教員からの意見聴取及び当事者への指導等必要な措置を講じた上で、当事者間に合意が成立するよう努めなければならない。ただし、被報告者が異議申立の当事者になる等、その任に当たれない場合は、教育本部長がその任に当たる。
- 6 被報告者は、前項の措置及び結果について教育本部長に報告しなければならない。
- 7 第5項の手続を行った後、なお当事者間に合意が成立しない場合、教育本部長は当事者間に合意が成立するよう必要な措置を講じなければならない。

（異議申立に対する回答等）

第6条 前条第5項の被報告者は、異議申立を行った学生に対し、異議申立書兼回答書により回答を行わなければならない。

- 2 第4条の規定は、前条第1項から第5項に定める手続の後、成績の訂正を行う場合に準用する。

（資料の保管）

第7条 手続に要した資料の保管は、教務連携課等で行う。

附 則

この要領は、平成23年6月23日から施行し、平成23年度前期試験から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行し、平成25年度前期試験から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月11日から施行し、令和3年度後期から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月22日から施行する。